

伊勢崎市情報公開審査会

(答申第 7 号)

◆ 詰問第 7 号 審議会等の会議の公開等について

答申書

第1 諒問の内容

伊勢崎市市民参加条例（平成18年伊勢崎市条例第15号。以下「市民参加条例」という。）第8条第4項に規定する審議会、協議会や委員会（以下「審議会等」という。）の会議公開の原則をより一層推進するため、審議会等の会議の公開等に関する指針（以下「指針」という。）を定めるに当たり、その考え方について、当審査会が市長から意見を求められたものである。

第2 審査会の結論

指針の考え方については、妥当であると判断する。

なお、指針を策定した後は、その解釈及び運用を含め、全庁的な周知に努めるとともに、審議会等の運営に当たっては、会議公開の原則が徹底されるよう、審議会等と当該審議会等を所管する事務局が一体となって取り組むことのできる環境整備に努めるよう要望する。

第3 審査会の判断の理由

諮問に当たって市長から提示された指針の考え方について、当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

1 審議会等の会議の公開の考え方

市のさまざまな施策の意思形成において重要な役割を担っている審議会等は、通常、少数の委員により運営されている。

そこで、審議会等の会議の公開を積極的に推進し、その透明性及び公開性の向上を図ることは、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、一層の市民参加の推進を図ることを目的とする情報公開制度の進展に寄与するものであり、総合的な情報公開を推進する観点からも非常に意義のあることである。

他方、審議会等の会議は、公正又は円滑な審議が確保されなければ、審議会等の設置本来の目的を達成できないおそれもあることから、伊勢崎市市民参加条例施行規則（平成18年伊勢崎市規則第23号）第19条に非公開とすることができる会議の基準が規定されている。

そこで、この規定の適切な解釈及び運用を図り、審議会等の会議の公開を推進するため、審議会等の会議の公開に関する基準を指針で具体的に例示することは、市として統一した審議会等の運営を図る上で必要不可欠なものといえ、諮問に当たって提示された基準に基づき、各審議会等が適切に判断する必要があると認めるものである。

しかしながら、この基準はあくまでも例外的な取扱いであって、審議会等の会議を開催するに当たっては、原則公開の趣旨を徹底し、積極的な公開に努めるよう審議会等に求めることが重要である。

2 市民への周知方法の考え方

市民は、審議会等の会議が公開されることにより、その運営状況と市の政策の内容を確認することができ、さらに、審議している検討内容と会議で出された結論までの過程を直接把握することができるため、行政情報の公開請求によらずとも、市民と市との情報の共有がより一層推進されるものである。

そこで、審議会等の会議の公開を実質的なものとし、その審議の状況を広く市民へ知らせる機会を提供するため、会議開催の周知や議事録の公表に当たっては、広く、かつ、時期を失しないよう市ホームページへの掲載、市民情報コーナーでの閲覧その他適切な方法により行う必要がある。また、公表に当たっては、いわゆる「情報弱者」にも十分な配慮が必要である。

なお、審議会等の会議の公開、非公開等の決定は、審議事項、配布資料等の内容から事前に判断することが可能であるため、可能な限り、会議開催の公表時に併せて市民に周知することが望まれる。

3 議事録等の取扱いの考え方

審議会等の会議の公開は、原則として、傍聴を認めることにより行うものであるが、時間、会場等の制約もあることから、会議公開の原則の趣旨や総合的な情報公開の推進を図る観点からは議事録の公表も重要となってくる。

そこで、各審議会等で作成する議事録の標準化を図るために、指針で定める議事録の作成の原則に則り、審議会等の会議における議事録の作成の基準を定める必要性は高いものと考える。

4 その他

指針を策定し、その趣旨を徹底するに当たっては、審議会等を所管する事務局の積極的な関与も重要である。

そこで、指針を策定した後は、その解釈及び運用を含め、全庁的な周知に努めるとともに、指針を実効的なものとし、審議会等の会議公開の原則が徹底されるよう、審議会等の運営に当たっては、審議会等と当該審議会等を所管する事務局が一体となって取り組むことのできる環境整備に努めるよう要望するものである。

特に、審議会等の委員を委嘱するに当たって、会議公開の原則、委員名簿の公表その他指針の内容、趣旨等について、あらかじめ委員の候補者に提示し、その了承を得ておくなどの工夫も必要となろう。

5 結論

以上のとおりであるから、当審査会は、上記第2の結論のとおり答申するものである。

参考

伊総発第133号
平成21年11月5日

伊勢崎市情報公開審査会
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

審議会等の会議の公開等について（諮問）

のことについて、伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）第20条第2項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 濟問事項

審議会等の会議の公開等について

2 濟問の趣旨

審議会、協議会や委員会等（以下「審議会等」という。）は、伊勢崎市市民参加条例（平成18年伊勢崎市条例第15号。以下「市民参加条例」という。）において、市民参加の方法の一つとしている。

市のさまざまな施策の意思形成において重要な役割を担っている審議会等の透明性及び公開性の向上を図ることは、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、一層の市民参加の推進を図ることを目的とする情報公開制度の進展に寄与するものである。

そこで、審議会等の会議の公開等に関する指針を定め、市民参加条例第8条第4項に規定する審議会等の会議公開の原則をより一層推進していきたいと考えているが、総合的な情報公開の推進を図る観点から、その考え方について貴審査会の意見を求めるものである。

審議会等の会議の公開等に関する考え方

1 指針の目的

審議会、協議会や委員会等（以下「審議会等」という。）の透明性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、一層の市民参加の推進を図るため、本指針を定めるものである。

2 対象となる審議会等

(1) 附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関

(2) 市長が設置する附属機関に準ずる機関

市長が附属機関に準ずる機関として、規則又は要綱等に基づき設置するもので、次に掲げる以外のもの

- ア 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- イ 市、国、他の地方公共団体等の職員のみを構成員とするもの
- ウ 特定のイベント、行事等の実施を目的とした実行委員会等
- エ その他市長がこの指針の対象とすることが不適当と認めるもの

3 会議の公開の基準

審議会等は、通常、少数の委員により運営されていることから、その透明性の向上を図るために、市民参加条例第8条第4項の規定により、審議会等の会議を原則公開としている。

会議を原則公開とすることにより、市民は、審議会等の運営状況と市の政策の内容を確認することができるとともに、審議している検討内容と会議で出された結論までの過程を直接把握することができるよう、市との情報の共有が推進されるものである。

そこで、審議会等の会議を開催するに当たっては、積極的に公開するよう審議会等に求めるものとする。

しかし、公正又は円滑な審議が確保されなければ、審議会等の設置本来の目的を達成できないおそれがあり、会議という文書とは異なった情報媒体であることから、例外的に市民参加条例施行規則第19条の規定により非公開とする会議の統一した基準を具体的に例示する必要がある。

(1) 会議の原則公開

審議会等は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合を除き、原則として会議を公開する。

- ア 法令等の定めるところにより会議を公開しないこととされている場合
- イ 会議の審議事項から審議会等の委員、事務局等の職員、関係人等の発言内容に伊勢崎市情報公開条例に規定する非公開情報が含まれることが予想される場合又は会議資料に

非公開情報が記録されている場合

- ウ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の議事運営に支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められる場合
- エ 行政処分の妥当性に関して審議等を行う場合
- オ 苦情、あっせん及び調停に該当する内容を扱う場合
- カ その他会議を公開しないことに相当な理由があると認められる場合

(2) 会議の部分公開

審議会等は、公開と非公開の審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて当該会議を公開するよう努める。

4 会議の公開、非公開等の決定

審議会等は、その公正な運営を確保するため、一般的に独立性をもった存在であるとされているため、審議会等の会議を公開するかどうかという会議運営上の問題は、本指針の公開の基準に基づき、当該審議会等の長が会議に諮り、決定する。

(1) 会議の公開、非公開等の決定方法

審議会等の会議の公開、部分公開又は非公開（以下「公開、非公開等」という。）は、本指針の基準に基づき、当該審議会等が決定する。

(2) 部分公開・非公開理由の公表

会議を部分公開又は非公開とする決定をした場合は、その理由を公表する。

5 公開の方法

審議会等の会議の公開は、市民への傍聴を認めることにより行うものとし、可能な限りの会議の情報を市民に公表する。

会議の公開は、希望する者に傍聴を認めることにより行う。ただし、傍聴による会議の公開が認められない場合は、議事録を公表することにより行う。

6 会議開催の周知

会議の公開を実質的なものとするために、会議開催の周知は広く、時期を失しないようを行う必要がある。

公開の会議を開催するに当たっては、当該会議の開催日の少なくとも1週間前までに、会議の開催日時、場所、議題、傍聴人の定員等について広報紙、市ホームページへの掲載、市民情報コーナーでの閲覧その他適切な方法により公表する。

7 議事録の作成

審議会等の会議が開催されたときは、市民参加条例施行規則第12条第1項の規定により、議事録を作成することとしている。

各審議会等の議事録の標準化を図るため、原則として、速記により内容の要点のみを記載する方法により議事録を作成すること、出席者氏名を記載すること等を議事録の形式の基準とする。

(1) 議事録の作成、保存等

審議会等の事務局は、会議の公開、非公開等の区分にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議資料とともに保管し、及び保存しておかなければならない。

(2) 議事録の形式

議事録は、原則として、速記により内容の要点のみを記載する方法により作成し、発言者を特定しない形で要点筆記により簡潔にまとめ、発言の要旨が伝わる程度の内容とし、次に掲げる事項に留意して作成する。

ア 議事録は、市民参加条例第施行規則第12条第1項に規定する様式に、同項各号に掲げる事項を記載する。

イ 会議における議事の経過及び発言の要旨を記載するに当たっては、市民に分かりやすい形式及び表現となるよう配慮する。

ウ 会議の出席者氏名（委員、事務局職員等）を議事録等に記載する。

(3) 議事録の承認手続

議事録は、会議に出席した委員等の承認を得た上で確定するものとする。

8 議事録の公表

審議会等の会議における審議の状況を広く市民へ知らせる機会を提供していくため、公開された会議の議事録等を市ホームページへの掲載、市民情報コーナーでの閲覧その他適切な方法により公表する。

(1) 議事録の公表方法

ア 公開された会議の議事録は、市ホームページへの掲載、市民情報コーナーでの閲覧その他適切な方法により公表する。

イ 公開されない会議の議事録についても非公開情報を除いた上で公表するよう努める。

(2) 議事録の非公開理由の公表

議事録を公表しない場合は、その理由を明らかにする。

(3) 議事録の取扱い

審議会等の長は、議事録等の全部若しくは一部を非公開とするか、又は発言内容を詳細に記載する方法により議事録を作成するか等について、あらかじめ会議において決定しておく。

9 委員名簿の公表

審議会等の委員名簿は、原則公開とする。

しかし、委員名簿を公開することにより非公開情報に規定するおそれが生じる場合は、審議会等の設置目的、審議内容等を総合的に勘案し、当該審議会等の長が会議に諮り、委員名簿の公開、非公開等を決定する。

(1) 委員名簿の原則公開

審議会等の委員名簿（氏名、所属・役職等）は原則公開とする。ただし、非公開情報に該当すると認められるときは、本指針の趣旨に基づき、当該審議会等が公開又は非公開の決定をする。

(2) 委員名簿の公表方法

審議会等の委員名簿は、市ホームページへの掲載、市民情報コーナーでの閲覧その他適切な方法により公表する。

(3) 委員名簿の非公開理由の公表

審議会等は、委員名簿を非公開とする決定をした場合は、その理由を公表する。

○ 伊勢崎市市民参加条例（抜粋）

《前文》

私たち伊勢崎市民は、先人が努力し育んできた郷土に感謝し、豊かな自然、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めます。

まちづくりには、市民と市がともに考え、ともに歩み、市民の経験と知恵を市政に反映することが重要となります。

そのため、私たち伊勢崎市民と市は、情報を分かち合い、信頼関係を築き、協力して地域社会の発展に取り組むことができる仕組みを確立しなければなりません。

そこで、「世界に誇れるまち」の実現をめざし、ここに伊勢崎市市民参加条例を定めます。

（条例の目的）

第1条 この条例は、市民参加の基本的なことを決めるることにより、一層の市民参加を推進し、伊勢崎市がゆたかで活力あるまちとして発展することを目的とします。

（市の役割）

第4条 市は、市民参加を進めるため、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民への説明責任に努めます。

2 市は、市民参加の機会をつくり、市民の意見を市政に反映させるよう努めます。

3 市は、市民参加を発展させるため、制度の充実に努めます。

（市民参加の方法）

第6条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 審議会、協議会や委員会
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 市民会議
- (4) 市民対話説明会
- (5) 市民アンケート
- (6) その他適切な方法

（審議会、協議会や委員会）

第8条

（省 略）

3

4 審議会、協議会や委員会は、原則として公開します。

（非公開とするもの）

第14条 市民参加を行う中で、個人情報や公正で円滑に進めることができない内容が含まれるときは、非公開とします。

○ 伊勢崎市市民参加条例施行規則（抜粋）

（審議会等の会議の公開）

第10条 条例第8条第4項の規定による審議会等の会議の公開は、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表して行うものとする。

（審議会等の会議の記録の作成及び公表）

第12条 審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした審議会等の会議の記録（様式第3号）を作成するものとする。ただし、様式については、会議の種類に応じて変更できるものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数
- (3) 会議の議題
- (4) 会議資料の内容
- (5) その他必要な事項

2 公開された審議会等の会議にあっては、作成された会議の記録を公表するものとする。
(非公開とするもの)

第19条 条例第14条の規定により非公開とする場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令又は条例の規定により公開しないとされている場合
- (2) 伊勢崎市情報公開条例（平成17年伊勢崎市条例第17号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれている場合
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- (4) その他正当な理由があると認められる場合

○ 地方自治法

第138条の4

（省略）

2

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。